## 第2号議案

# 広島県教育委員会規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和4年7月8日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

## 1 提案の趣旨

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」(令和4年法律 第40号)の施行により、教員免許更新制が廃止されたこと等に伴い、所要の改正 を行う。

- 2 改正案 別紙のとおり
- 3 施行期日令和4年7月14日(県報登載日とする)

## 4 根拠規定

教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)

第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定める。

## 教員免許更新制の廃止に伴う教育委員会規則の一部改正について

令和4年7月8日 教 職 員 課

## 1 要旨

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」(令和4年法律第40号) の施行により、令和4年7月1日から教員免許更新制(以下「更新制」という。)が廃止さ れたため、本県の教員免許事務の手続を定めた教育職員免許状に関する規則の一部を改正 する。

また、令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知「教育公務員特例法及び教育職員 免許法の一部を改正する法律等の施行について」において、免許状の未更新を事由として 失効となった免許状のうち、本県から授与された免許状であると確実に確認ができる場合 の再授与手続については申請書類の簡素化が求められていることから、併せて所要の改正 を行う。

## 2 改正事項

- (1) 更新制に関する規定を削除
- (2)特別免許状の様式について以下のとおり変更
  - ・有効期間の満了の日を削除
- ・授与日の元号を「平成」から「令和」に変更(これまでは H31.2.18 付け管理部総務課長通知「改元に伴う公文書等の年表記の取扱いについて」により対応)
- (3)本県から免許状を授与された者であり、免許状の未更新を事由として免許状が失効した者が再授与を受けようとする場合、当該失効した免許状又はその写し等を提出したときは、以下の書類を省略可能とするよう変更
- ア 大学等を卒業して免許状を取得した場合(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号) (以下「免許法」という。)別表第1,第2,第2の2)
  - ・大学、大学院又は短期大学の卒業証明書、修了証明書又は在学したことの証明書
  - ・養護教諭養成機関の卒業証明書又は在学したことの証明書
  - 管理栄養士養成施設の単位修得証明書
  - ・学力に関する証明書
  - ・良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書
  - ・介護等の体験に関する証明書
- イ 教員としての在職年数を利用して免許状を取得した場合(免許法別表第3から第8)
  - ・良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書

## 3 施行期日

令和4年7月14日(県報登載日とする)

### 4 その他

関連する教育職員免許状に関する規則施行細則及び広島県教育委員会事務局等決裁規程を併せて改正する。

# 【参考】「教育職員免許状に関する規則」の一部改正による再授与手続(※)の申請書類一覧 新旧対照表

※ 本県から授与された免許状が未更新を事由として失効し、当該失効した免許状又はその写し等が提出された場合に限る。

1 大学等を卒業して免許状を取得した場合(免許法別表第1,第2,第2の2) 改正後 改正前 • 教育職員免許狀授与申請書 • 教育職員免許状授与申請書 ・ 基礎資格証明書(以下のうち申請する免許状の基礎資格の証明に必要なもの) ・ 基礎資格証明書(以下のうち申請する免許状の基礎資格の証明に必要なもの) 大学等の卒業証明書・修了証明書・在学したことの証明書 は看護師免許証を有することの証明書 保健師又は看護師免許証を有することの証明書 管理栄養士又は栄養士免許証を有することの証明書 士又は栄養士免許証を有することの証明書 管理栄養士養成機関の単位取得証明書 ・学力に関する証明書(教員免許申請用の単位修得証明書) ・良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書(教育実習の単位を実務経験で振り替 える場合) ・介護等の体験に関する証明書(小学校・中学校の免許状の申請の場合) • 履歴書 • 履歴書 • 宣誓書 • 宣誓書 ・戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書(提出した各書類と現在の氏名・本籍が異なる ・戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書(提出した各書類と現在の氏名・本籍が異なる 場合) 場合)

# 2 教員としての経験年数を利用して免許状を取得した場合(免許法別表第3から第8)

改正前			
<ul> <li>教育職員検定申請書</li> <li>人物に関する証明書(教員免許申請用の単位修得証明書)</li> <li>良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書</li> <li>実地の経験若しくは技術に関する証明書(実習に関する免許状の申請の場合)</li> <li>身体に関する証明書</li> <li>受検資格証明書(以下のうち申請する免許状の受検資格の証明に必要なもの)学校の卒業証明書・修了証明書・在学したことの証明書保健師又は看護師免許証を有することの証明書管理栄養士又は栄養士免許証を有することの証明書・履歴書・宣誓書・戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書(提出した各書類と現在の氏名・本籍が異なる場合)</li> </ul>	<ul> <li>教育職員検定申請書</li> <li>人物に関する証明書(教員免許申請用の単位修得証明書)</li> <li>実地の経験若しくは技術に関する証明書(実習に関する免許状の申請の場合)</li> <li>身体に関する証明書</li> <li>受検資格証明書(以下のうち申請する免許状の受検資格の証明に必要なもの)学校の卒業証明書・修了証明書・在学したことの証明書保健師又は看護師免許証を有することの証明書管理栄養士又は栄養士免許証を有することの証明書・履歴書・宣誓書・戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書(提出した各書類と現在の氏名・本籍が異なる場合)</li> </ul>		

## 広島県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

改正前

## 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

改正後

教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

附則 第五章 雑則 (第十六条—第二十四条) 第四章 申請の手続 (第五条—第十五条) 第三章 教科 (第四条) 第二章 単位の修得方法 (第三条) 第一章 総則 (第一条・第二条)	附則 第五章 雑則(第十六条—第二十四条) 第四章 申請の手続(第五条—第十五条) 第三章 教科(第四条) の五) 第二章の二 更新講習(第三条の二—第三条 第二章 単位の修得方法(第三条) 第一章 総則(第一条・第二条)		
第二条 (略)(法令の略称)	第二条 (略) (法令の略称)		
777	1775 \		
(盤) (盤)	(盤) (盤)		
教育職員免許法及び教育公務員特 十九年	教育職員免許法及び教育公務員特 十九年		
例法の一部を改正する法律(平成 改正法	例法の一部を改正する法律(平成一改正法一		
十九年法律第九十八号)	十九年法律第九十八号)		
教育公務員特例法及び教育職員免 四年改			
<u> </u>			
四年法律第四十号)言法の「音をひこってはなる」「言法」			
	(Mn) (Mn)		
	(盤) (盤)		
小学校及び中学校の教諭の普通免 特例法	小学校及び中学校の教諭の普通免 特例法		
許状授与に係る教育職員免許法の 施行規	許状授与に係る教育職員免許法の 施行規		
特例等に関する法律施行規則(平一則	特例等に関する法律施行規則(平一則		
成九年文部省令第四十号)	成九年文部省令第四十号)		
	教育職員免許法施行規則の一部を   二十年		
	改正する省令(平成二十年文部科 改正省		
	沙海企器七中)		
	文部科学省合第十号) 習規則 資理計算 第三十二章 軍法計		
五・六 (略) 四 施行規則附則第三十五項による場合 「一三 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) (単位の修得方法)			

## 第二章の二 更新講習

(免許状更新講習を受講できる者)

次の各号に掲げるものとする。負として任命されたことがある者のうち、島県内の県立学校又は市町立学校の教育職号に規定する免許管理者が定める者は、広第三条の二 更新講習規則第九条第一項第二

#### 一 教育長の職にある者

認める者

- 事又は管理主事の職にある者に限る。)の長、指導主事、社会教育主項の指導等に関する事務を所掌するもの学校教育又は社会教育に関する専門的事学校教育文は社会教育に置かれる部課(
- げる者に準じる者として県教育委員会が四 前三号に掲げる者のほか、前三号に掲指導主事又は社会教育主事の職にある者所掌するものに限る。)の長、部課の長、する専門的事項の指導等に関する事務を三 教育機関(学校教育又は社会教育に関
- 従事するものとする。関する専門的事項の指導等に関する事務に掲げる者のうち、学校教育又は社会教育にする免許管理者が定める者は、汝の各号に2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定
  - 等の職員として在職している者は広島県内の市町を退職し、引き続き国」という。)の職員となるため広島県又法人若しくは独立行政法人(以下「国等島県内の市町、国立大学法人、公立大学命権者の要請に応じ、国、広島県又は広教育職員として任命された者のうち、任一広島県内の県立学校又は市町立学校の
  - 会福祉法人の役員又は職員の幼保連携型認定こども園を設置する社ども園を設置する学校法人又は広島県内特別支援学校若しくは幼保連携型認定こ義務教育学校、高等学校、中等教育学校、二、広島県内の幼稚園、小学校、中学校、
  - 認める者げる者として県教育委員会がばる者に準じる者として県教育委員会が三前二号に掲げる者のほか、前二号に掲

い者)(更新誰習修丁確認を受けなければならな

三条の二第一項に規定する者とする。号に規定する免許管理者が定める者は、第第三条の三 二十年改正省令附則第三条第二

- 従事するものとする。関する専門的事項の指導等に関する事務に掲げる者のうち、学校教育又は社会教育にする免許管理者が定める者は、次の各号に211十年改正省令附則第三条第三号に規定
  - 員として在職している者し、引き続き県、市町又は国立大学の職るため広島県又は広島県内の市町を退職町又は国立大学」という。)の職員となの市町又は国立大学法人(以下「県、市命権者の要請に応じ、広島県、広島県内教育職員として任命された者のうち、任」点島県内の県立学校又は市町立学校の
  - 会福祉法人の役員又は職員の幼保連携型認定こども園を設置する社ども園を設置する学校法人又は広島県内特別支援学校若しくは幼保連携型認定こ義務教育学校、高等学校、中等教育学校、二」広島県内の幼稚園、小学校、中学校、
  - 認める者げる者として県教育委員会がご」前二号に掲げる者のほか、前二号に掲げる者のほか、前二号に掲

三条の二第一項に規定する者とする。号に規定する免許管理者が定める者は、第及び二十年改正省令附則第十条第一項第二第三条の四 施行規則第六十一条の四第二号(免許状更新講習を受ける必要がない者)

- 二項に規定する者とする。 る免許管理者が定める者は、第三条の二第2 施行規則第六十一条の四第四号に規定す
- 条の三第二項に規定する者とする。に規定する免許管理者が定める者は、第三3 二十年改正省令附則第十条第一項第四号
- とする。 する表彰であつて、次の各号に掲げるもの期限までの前十年の期間内である個人に対免許状の有効期間の満了の日又は修了確認に規定する表彰は、当該表彰を受けた日が及び二十年改正省令附則第十条第一項五号第三条の五 施行規則第六十一条の四第五号
  - 教育委員会が認めるものな功績があつた者に対する表彰として県な功績があつた者に対する表彰として県学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著一、次に掲げる表彰のうち、学校における
    - ① 文部科学大臣による表彰
    - 第二条に規定する表彰十六年広島県教育委員会規則第一号) 広島県教育委員会表別別(昭和三)
    - ③ 広島市教育委員会による表彰

(普通免許状授与の申請)

に提出しなければならない。必要とする者に限る。) を、県教育委員会(第三号から第五号までの書類についてはけようとする者は、次の各号に掲げる書類談免許状への新教育領域の追加の定めを受第二の二の規定による免許状の授与又は当第五条 免許法別表第一、別表第二又は別表

- 実が確認できる書類とする。以下同じ。)事項証明書(外国人にあつては、その事と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人前号に規定する証明書及び免許状の記載は本籍地が、第二号から第五号まで及び以 改姓又は転籍により、申請時の氏名又
- ない。えて、県教育委員会に提出しなければならるて、県教育委員会に提出しなければなら同表のそれぞれ当該下欄に掲げる書類を添第六号、第七号<mark>及び第九号に掲げる書類に、の授与を受けようとする者は、前項第一号、次の表の上欄に掲げる規定による免許状</mark>

(盤)	(2)	
免許法第十六条		
(盤)	(盤)	

当該先許状の授与を受けようとする場合、当該免許状の授与を受けようとする場合、経過により当該免許状が失効した者が再度第三項及び第五項に基づく修了確認期限の十九年改正法附則第二条第一項、第二項、第二項、法第九条第一項、第二項、第四項及び第五法による改正前の免許五であって、四年改正法による改正前の免許

が認めるものる表彰に準じるものとして県教育委員会二 前号に掲げる表彰のほか、前号に掲げ

(普通免許状授与の申請)

県教育委員会に提出しなければならない。については、必要とする者に限る。) を、(第三号から第五号まで<u>及び第九号</u>の書類けようとする者は、次の各号に掲げる書類談免許状への新教育領域の追加の定めを受第二の二の規定による免許状の授与又は当第五条 免許法別表第一、別表第二又は別表

1 —

< (盤)

- | 有効期間延長証明書の写し がある場合は、有効期間更新証明書又は にあらかじめ普通免許状を所持する必要 免許状の授与又は新教育領域追加のため 持者」という。) でない者で、当該普通 する旧免許状所持者(以下「旧免許状所 上九年改正法附則第二条第一項に規定
- 新講習修了証明書又は免許状更新講習陽末日を経過した者については、免許状更算して十年を経過する日の属する年度の状に係る所要資格を得た日の翌日から起け、旧免許状所持者でない者で、普通免許
- する。以下同じ。)あつては、その事実が確認できる書類とあつては、その事実が確認できる書類と抄本又は戸籍個人事項証明書(外国人に及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍び第八号から前号までに規定する証明書又は本籍地が、第二号から第五号まで及十一 改姓又は転籍により、申請時の氏名
- なければならない。げる書類を添えて、県教育委員会に提出しげる書類に、同表のそれぞれ当該下欄に掲第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲の授与を受けようとする者は、前項第一号、及の表の上欄に掲げる規定による免許状

(盤)	(盤)	
免許法第十六条の二		
(盤)	(盤)	

とる。 に規定する書類の提出を省略することがでら第五号まで(第二号闰及び⑤を除く。) 証明書を提出したときは、第一項第二号かは当談失効した免許状が授与されたことの

| --九 (略) 第六条 (略) (教育職員検定の申請)

- 証明書なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事頃に規定する証明書及び免許状の記載と異は本籍地が、第三号、第六号及び第九号刊 改姓又は転籍により、申請時の氏名又
- ※できる。 実務に関する証明書の提出を省略すること 証明書を提出したときは、第一項第四号の は当該失効した免許状が授与されたことの 強調の免許状の授与を受けようとする場合、 第三項及び第五項に基づく修了確認期限の 十九年改正法附則第二条第一項、第二項、 可の規定に基づく有効期間の満了又は平成 法第九条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二項、第四項及び第五項、第二項、第四項及び第五項、1年のは であって、四年改正法による改正前の免許 同事数百条員会より免許状を授与された者

に提出しなければならない。必要とする者に限る。)を、県教育委員会書類(第四号、第九号の書類については、を受けようとする者は、汝の各号に掲げるら特別免許状の授与のための教育職員検定第六条の二 免許法第五条第二項の規定によ

1 ─┼ (盤)

の (器)

域の追加の定めのための教育職員検定を受時免許状授与又は当該免許状への新教育領第七条 免許法第五条第五項の規定による臨

(教育職員検定の申請)

滞
(格)

1-元 (略)

- 期間更新証明書の写しる場合は、有効期間更新証明書又は有効にあらかじめ免許状を所持する必要があ免許状の授与又は新教育領域追加のため中。旧免許状所持者でない者で、当該普通
- 関新講習修了証明書又は免許状更新講習の末日を経過した者については、免許状起算して十年を経過する日の属する年度許状に係る所要資格を得た日の翌日から十一四免許状所持者でない者で、普通免
- は戸籍個人事項証明書許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又幹状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又号から前号までに規定する証明書及び免又は本籍地が、第三号、第六号及び第九十二 改姓又は転籍により、申請時の氏名

に提出しなければならない。
必要とする者に限る。) を、県教育委員会書類(第四号、第九号の書類については、を受けようとする者は、次の各号に掲げる各界別免許状の授与のための教育職員検定第六条の二 免許法第五条第三項の規定によ

| —十 (盤)

の (器)

域の追加の定めのための教育職員検定を受時免許状授与又は当該免許状への新教育領第七条 免許法第五条<u>第六項</u>の規定による臨

申書を添付するものとする。 ればならない。この場合、当該所轄庁の副と発揮日して、県教育委員会に提出しなけ、 条第二項及び第十二条第二項において同じ。 のにあっては、当該学校長。以下本頃、次 (県教育委員会又は知事を所轄庁とするもる学校又は勤務しようとする学校の所轄庁とするも、第三号及び第六号の書類については、必けようとする者は、次の各号に掲げる書類

1 ─ → ( ( ( ) )

の (器)

(施行法による教育職員検定の申請)

策 (略)

**│ 一**< ( ( **と** )

員検定の申請)(自立教科等の免許状授与のための教育職

に提出しなければならない。必要とする者に限る。) を、県教育委員会号、第八号<u>及び第九号</u>の書類については、とする者は、次の各号に掲げる書類(第三許状授与のための教育職員検定を受けよう第十二条 前条の規定による自立教科等の免

1 ─┼ (盤)

大事項証明書載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個号までに規定する証明書及び免許状の記又は本籍地が、第三号<u>及び第七号から九十</u> 女性女は転籍により、申請時の氏名

の (器)

申書を添付するものとする。ればならない。この場合、当該所轄庁の副ればならない。この場合、当該所轄庁の副条第二項及び第十二条第二項において同じ。のにあつては、当該学校長。以下本項、次の学校又は勤務しようとする学校の所轄庁とするもとする者に限る。)を、現に勤務していては、必然三号及び第六号の書類については、必けはならない。

1 ─ → ( ( ( ) )

23 (24)

(施行法による教育職員検定の申請)

第八条 (略)

1 —

< (盤)

又は免許状更新講習優修証明書については、免許状更新講習修了証明書る日の属する年度の末日を経過したものつた日の翌日から起算して十年を経過す二条第一項の表の上欄に掲げるものとなり 旧免許状所持者でない者で、施行法第

十 (盤)

い (器)

員険定の申請)(自立教科等の免許状授与のための教育職

教育委員会に提出しなければならない。ついては、必要とする者に限る。)を、県号、第八号、第九号及び第十一号の書類にとする者は、次の各号に掲げる書類(第三許状授与のための教育職員検定を受けよう第十二条 前条の規定による自立教科等の免

写し 間更新証明書又は有効期間更新証明書の 状を所持する必要がある場合は、有効期 通免許状の授与のためにあらかじめ免許 十一 旧免許状所持者でない者で、当該普

戸籍個人事項証明書状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又はまで及び前号に規定する証明書及び免許又は本籍地が、第三号、第七号から九号十二、改姓又は転籍により、申請時の氏名

の (器)

(免許状の有効期間の更新の申請)

の各号に掲げる書類(第三号の書類につい有効期間の更新を受けようとする者は、次の規定による普通免許状又は特別免許状の第十四条の二 免許法第九条の二第三項前段

- 育委員会に提出しなければならない。
  ては、必要とするものに限る。)を、県教
- 請書 有効期間更新(更新講習修了確認)申
- 二 教育職員免許状の写し又はその証明
- <u>証明書の写し</u> 三 有効期間更新証明書又は有効期間延長
- 更新講習履修証明書四 免許状更新講習修了証明書又は免許状
- 合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書する証明書及び免許状の記載と異なる場は本籍地が、第二号から前号までに規定団 改姓又は転籍により、申請時の氏名又
- 提出しなければならない。とするものに限る。)を、県教育委員会にげる書類(第三号の書類については、必要更新を受けようとする者は、次の各号に掲る普通免許状又は特別免許状の有効期間の

  2
  免許法第九条の二第三項後段の規定によ
  - 新(免許状更新講習免除)申請書一 免許状更新講習免除による有効期間更
  - 証明書の写し三一有効期間更新証明書又は有効期間延長三一教育職員免許状の写し又はその証明書
  - にあっては、その表彰状の写し図 第三条の五に規定する表彰を受けた者
  - 合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書する証明書及び免許状の記載と異なる場は本籍地が、第二号から前号までに規定」 改姓又は転籍により、申請時の氏名又

## (免許状の有効期間の延長の申請)

- 会に提出しなければならない。
  必要とするものに限る。)を、県教育委員号に掲げる書類(第三号の書類については、期間の延長を受けようとする者は、次の各定による普通免許状又は特別免許状の有効第十四条の三 免許法第九条の二第五項の規
  - <u>清事</u> 一 有効期間延長(修了確認期限延期)申
  - | | 教育職員免許状の写し又はその証明書
  - 証明書の写し | 有効期間更新証明書又は有効期間延長
  - やむを得ない事由を証する書類四 免許法第九条の二第五項の規定による
  - 合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書する証明書及び免許状の記載と異なる場は本籍地が、第二号から前号までに規定」 改姓又は転籍により、申請時の氏名又

(免許状更新講習修了確認の申請)

- なければならない。ものに限る。)を、県教育委員会に提出し類(第三号の書類については、必要とする受けようとする者は、次の各号に掲げる書項の規定による免許状更新講習修了確認を第十四条の四 十九年改正法附則第二条第二
  - 清 事 有効期間更新(更新講習修了確認)申
  - 期証明書の写し関新講習免除証明書又は修了確認期限延送所則第二条第三項第三号の確認証明書、三国新講習修了確認証明書、十九年改正三 教育職員免許状の写し又はその証明書

  - 合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書する証明書及び免許状の記載と異なる場は本籍地が、第二号から前号までに規定」五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又

確認の申請)(十九年改正法附則第二条第三項第三号の

- 提出しなければならない。とするものに限る。)を、県教育委員会にげる書類(第三号の書類については、必要確認を受けようとする者は、次の各号に掲項第三号の規定による免許状更新講習修丁第十四条の五一十九年改正法附則第二条第三
  - 清書有効期間更新(更新講習修了確認)申
  - 現延期証明書の写し書、更新講習免除証明書又は修了確認期 書、更新講習免除証明書又は修了確認期 法附則第二条第三項第三号の確認証明 三 更新講習修了確認証明書、十九年改正 到 教育職員免許状の写し又はその証明書
  - <u>更新講習履修証明書</u> 四 <u>免許状更新講習修了証明書又は免許状</u>
  - 合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書する証明書及び免許状の記載と異なる場は本籍地が、第二号から前号までに規定」 改姓又は転籍により、申請時の氏名又

<u>講)</u> (免許状更新講習修了確認期限の延期の中

会に提出しなければならない。
必要とするものに限る。)を、県教育委員に掲げる書類(第三号の書類については、限の延期を受けようとする者は、次の各号項の規定による免許状更新講習修了確認期第十四条の六 十九年改正法附則第二条第四

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

H (路)

び再交付に関する申請書 五年

継! | 十!!| 株 (器) 1 —[1] ( )

(書願の保存期間)

四 免許状の授与、教育職員検定、書換及

は本籍地が、第二号から前号までに規定 する証明書及び免許状の記載と異なる場 合法、 戸籍抄本又は戸籍個人記載事項証 明書 (免許状更新講習免除の申請) 第十四条の七 十九年改正法附則第二条第五 項の規定による免許状更新講習免除を受け ようとする者は、次の各号に掲げる書類 第三号、第五号の書類については、必要と するものに限る。)を、県教育委員会に提 出しなければならない。 免許状更新講習免除による有効期間更 新 (免許狀更新講習免除) 申請書 対育職員免許状の写し又はその証明書 三 更新講習修了確認証明書、十九年改正 法附則第二条第三項第三号の確認証明 書、更新講習免除証明書又は修了確認期 限延期証明書の写し 回 第三条の五に規定する表彰を受けた者 にあっては、その表彰状の写し 五 免許状更新講習修了証明書又は免許状 更新講習履修証明書 大 改姓又は転籍により、申請時の氏名又 は本籍地が、第二号から前号までに規定 する証明書及び免許状の記載と異なる場 合は、戸籍抄本又は戸籍個人記載事項証 (書類の保存期間) 港リナ川然 (器) | —|1| (2)

四 免許状の授与、教育職員検定、書換、

再交付、有効期間の更新、有効期間の延

長、更新講習修了確認、更新講習修了確 認期限延期及び更新講習免除に関する申

三 更新講習修了確認証明書、十九年改正 法附則第二条第三項第三号の確認証明 書、更新講習免除証明書又は修了確認期

四 十九年改正法附則第二条第四項前段の 規定によるやむを得ない事由に該当する 者にあつては、当該事由を証する書類 五 改姓又は転籍により、申請時の氏名又

限延期証明書の写し

請書 五年 旧 (器)

正する。

	別記様式第一中				
	(教作職員) 特別免許状				
	(約)				
温	<u> </u>				
出					
改三	1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
ĻŢ,					
	有効期間の満了の日 平成 年 月 日				
	(盗)				
	<b>=</b>				
	別記様式第一号				
	(教育職員) 特別免許状				
	(鉴)				
.16)	<u>令和</u> 年 月 日 広島県教育委員会 団				
浚					
띰	神中				
改					
	(盗)				
	電析 (智)				

室 宝

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

」を「令和年月月」に改める。

別記様式第二号(備考以外の部分に限る。)及び別記様式第三号中「平成 年 月 日